

『社会資源について』

今回は、『社会資源』についてお伝えさせていただきます。
医療や生活等に関連する社会福祉制度はたくさんありますが、そのなかでも主に医療費や生活に関する諸制度についてのお話しになります。

- 透析をされていない方 … ①高額療養費制度 をご覧ください。
- 透析をされている方 … ②重度障害者医療費助成 ③自立支援医療制度 をご覧ください。
- 収入等でお困りの方 … ④傷病手当金 ⑤障害年金 をご覧ください。



①高額医療費制度

医療費が高額になった場合の経済的な負担を軽くするため、医療機関に支払った医療費の一部が支給される制度です。1ヶ月に支払う医療費の限度額は、年齢と所得により決まります。

● 70歳未満の方

区分	自己負担限度額(世帯ごと)
住民税非課税世帯	35,400円
年収～約370万円	57,600円
年収約370～約770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
年収約770～約1,160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
年収約1,160万円～	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%

● 70歳以上の方

区分	自己負担限度額	
	個人ごと(外来)	世帯ごと
I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)	8,000円	15,000円
II 住民税非課税世帯		24,600円
年収約156万円～約370万円	18,000円	57,600円
年収約370万円～約770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	
年収約770万円～約1,160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	
年収約1,160万円～	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	

※自己負担額限度額が過去1年以内に3回以上となる場合、4回目以降は引き下げられます。
(多数該当)

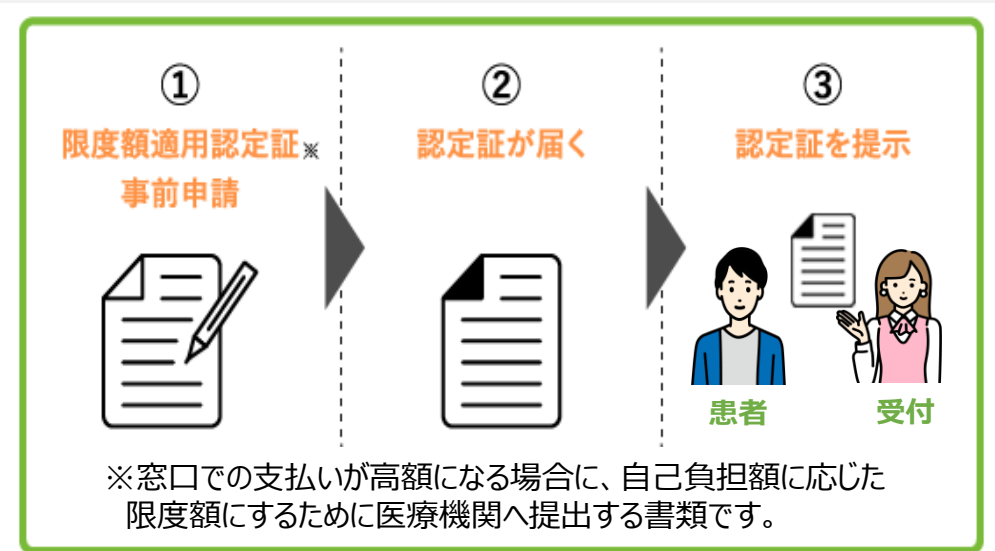
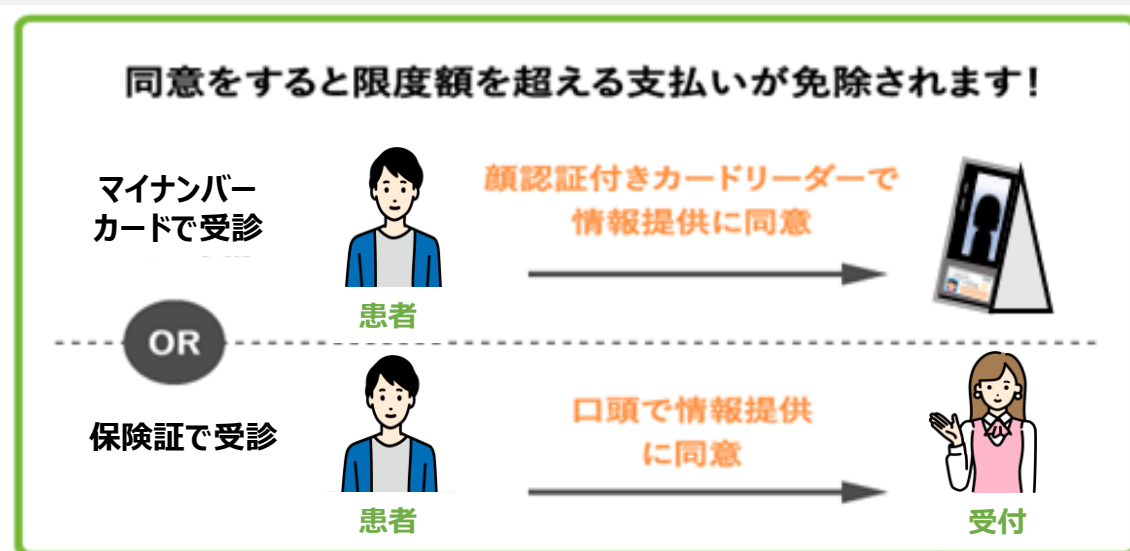
申請手続き方法には、下記の2種類があり、どちらの方法でも最終的な自己負担額は同じです。



(A) 窓口での支払いを自己負担額までにする

- マイナンバーカードを健康保険証として利用する。
- オンライン資格確認導入医療機関において、「限度額情報の表示」に同意する。

- 限度額適用認定証を入手する
(保険者への申請が必要)



(B) 一旦窓口で自己負担全額分まで支払い、後日自己負担限度額を超えた分の払い戻しを受ける
手続き方法は、各健康保険によって異なるため、加入されている健康保険にお問い合わせください。
払い戻し手続きの際は、医療機関から発行された領収書が必要となります。





② 重度障害者医療助成制度

神戸市では、腎機能障害による身体障害者手帳1・3級を取得すれば重度障害者医療費助成の対象となり、医療費の負担が軽減されます。身体障害者手帳の等級は、血清クレアチニン濃度等の値や日常生活活動への支障で判定されます。(所得制限あり)

区分	自己負担限度額	
	外 来	入 院
低所得者	1 医療機関・薬局等ごとに 1 日 400 円を月 2 回まで	1 医療機関ごとに 月 1,600 円まで
一般	1 医療機関・薬局等ごとに 1 日 600 円を月 2 回まで	1 医療機関ごとに 月 2,400 円まで

◎ 申請のタイミング→医師が “身体障害者手帳診断書の作成が可能” と判断した時。



③ 自立支援医療制度

身体障害者手帳所有者に、その障害を除去・軽減するための医療費の一部を助成するものです。腎機能障害では、人工透析・腎移植および腎移植後の抗免疫療法が対象となります。神戸市では上記②重度障害者医療費助成と同額の自己負担限度額となります。他の市町村では基本的に1割負担ですが、所得状況により負担上限額が異なります。(所得制限あり)

◎ 申請のタイミング→医師が “自立支援医療診断書の作成が可能” と判断した時。



④ 傷病手当金

病気やケガなどで働けず、給与が支給されないときに生活を保障するための制度です。正社員や契約社員、パート、アルバイト等の雇用形態は関係なく、**健康保険の被保険者であれば誰もが対象**です。そのため、**国民健康保険の被保険者である自営業者などは対象外**となります。

被保険者が病気やけがのために働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで4日目以降、休んだ日に対して支給されます。支給日数は、休んだ実日数で合計された**1年6ヶ月まで**です。

待機3日間の考え方



待機完成せず



待機完成

傷病手当金支給



待機完成

傷病手当金支給



⑤障害年金

病気やケガによって日常生活や仕事に制限を受けている状態の人が受給できる年金制度です。
 病気やケガのために初めて医療機関を受診した日を**初診日**といいます。

初診日に国民年金に加入していた人は障害基礎年金を、厚生年金保険に加入していた人は障害厚生年金と障害基礎年金を受給することができます。

原則として、初診日から1年6ヶ月を経過した日以降(**透析をされている方は初診日から3～6ヶ月以降**)から受給することができます。

	傷病手当金	障害年金
支給開始の時期	3日間連続で欠勤し4日目以降	原則、初診日から1年6ヶ月を経過した日以降 ※透析をされている方は3～6ヶ月以降
対象となる状態	病気やケガで療養中のため 仕事ができない 欠勤した期間に 給与の支払いがない	障害等級 に定められた障害の状態
支給期間	欠勤した実日数で合計した 1年6ヶ月 まで	障害の状態にある期間
支給額	おおよそ 給与の6割 程度	障害等級・制度・生計維持者の人数等により異なる

相談窓口のご案内

2階『患者支援センター』では、社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格を有する医療ソーシャルワーカーと看護師が協働し、患者さんやご家族が安心して治療・療養に専念できるように様々な相談をお受けしております。
 また、ご相談をお受けした内容に応じて、院内外の多職種と連携しながら解決に繋がるよう努めます。

相談無料、守秘義務は厳守いたします。
 お気軽にご相談ください。

